

**第3期 益子町**  
**子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月  
益子町



## はじめに

「子ども・子育て支援事業計画」は、国が示した基本方針に即して、5年を1期として教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。本町では、平成27年度に「第1期益子町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期益子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してまいりました。



しかし、近年では、少子化や核家族化が急速に進行するとともに、個々人の価値観の変化やライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄化し、子育てに不安を抱える保護者の増加や女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

第2期計画は令和6年度が最終年度であることから、引き続き計画的に施策を推進するため、変化する社会状況に対応し、本町の主要計画との連携を図り、これまでの成果と課題を踏まえた上で、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画も、第1期計画からの基本理念である「子どもの成長と子育てをみんなで支えあうやさしいまちづくり」を継承し、子どもが益子町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったと実感できるようにみんなで支えるやさしいまちづくりを目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「益子町子ども・子育て会議」委員の皆様、計画の基本となるニーズ調査にご協力をいただいた保護者の皆様、並びに策定にご協力いただきました全ての皆様に心より感謝とお礼申し上げますとともに、町の将来を担う子どもの健全育成に、引き続きご協力をお願いいたします。

令和7年3月

益子町長 広田 茂十郎

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけ ..... 2
- 3 計画の期間 ..... 2
- 4 計画の策定体制 ..... 3

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 ..... 4
- 2 基本目標 ..... 5

## 第3章 子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 人口と世帯の状況 ..... 7
- 2 婚姻・出産等の状況 ..... 10
- 3 就業の状況 ..... 13
- 4 教育・保育の状況 ..... 15

## 第4章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

- 1 子ども・子育て支援サービスの体制 ..... 17
- 2 教育・保育の量の見込みと確保の方策 ..... 20
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 ..... 24

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

- 基本目標 1 子ども・子育て支援の充実 ..... 44
- 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ..... 47
- 基本目標 3 特別な援助を要する家庭への支援 ..... 52
- 基本目標 4 子どもや子育て家庭が安心して暮らせる生活環境の整備 ..... 56

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理 ..... 60
- 2 計画の周知及び広報 ..... 60

## 資料編

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、育児と仕事の両立の難しさ、教育にかかる経済的負担の増加、価値観の多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの変化により、子育て家庭の負担や不安、孤立感が深刻化しており、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援することが、ますます重要とされています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行いました。

そして、平成 24 年に、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援制度がスタートしました。

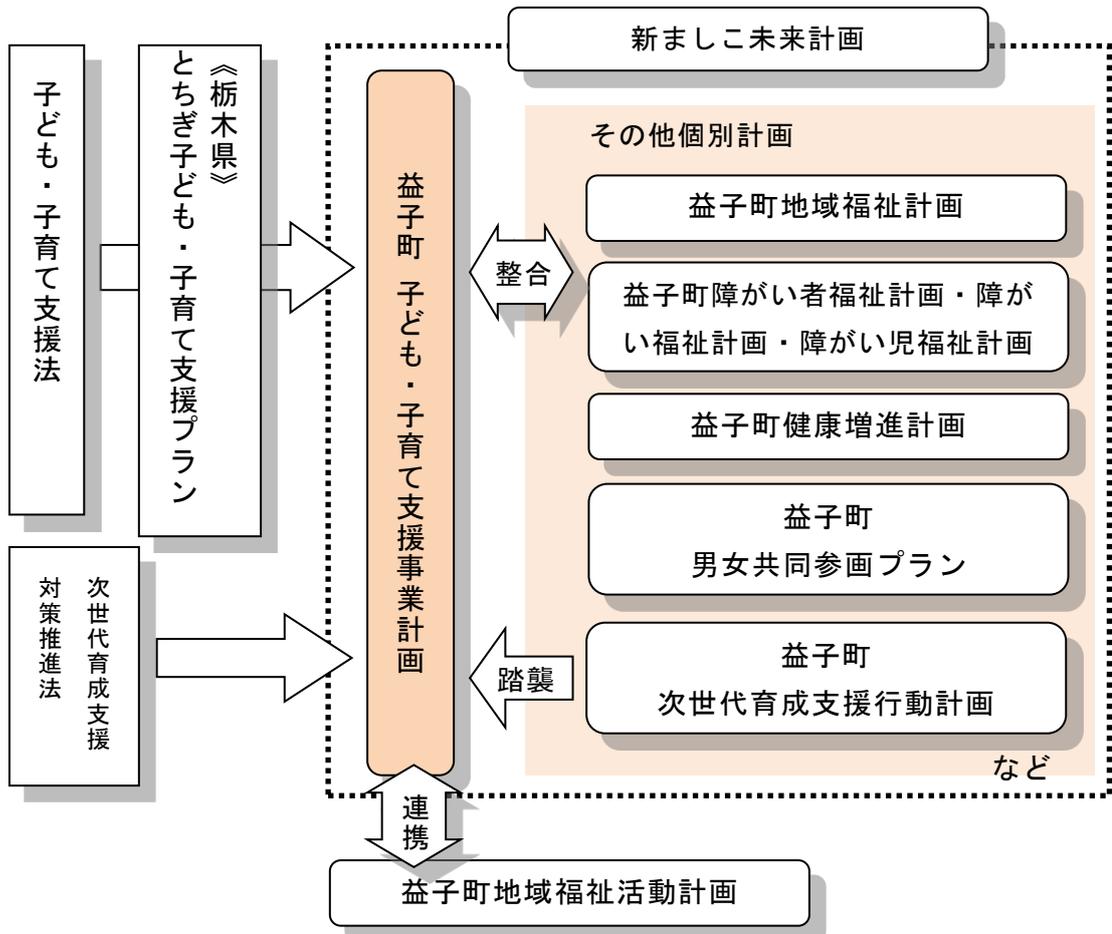
また、全ての子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和 5 年 4 月に施行され、同年 12 月には「こども大綱」が定められ、「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化されました。

これまで本町では、平成 27 年 3 月に「益子町子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を、令和 2 年 3 月に「益子町子ども・子育て支援事業計画（以下「第 2 期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきましたが、令和 6 年度が終期であることから、「第 3 期益子町子ども・子育て支援事業計画（以下「第 3 期計画」という。）」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。本町における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

### ■計画の位置づけ



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度～令和 11 年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					第3期子ども・子育て支援事業計画				

## 4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 72 条に規定する益子町子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

### (1) 益子町子ども・子育て会議の実施

---

子ども・子育て支援法第 72 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

### (2) ニーズ調査の実施

---

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として令和 5 年 12 月に実施しました。

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	409 人	258 人	63.1%

### (3) パブリックコメントによる意見公募

---

令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 15 日の間、ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集しました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、全ての子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするをめざしています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援には、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整備することが求められています。

今後も子どもや家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の利用的拡充と質的改善を図りながら、質の高い教育・保育や地域における子育て支援の安定的な提供等を、本計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

本町では、子どもが益子町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったと実感できるようにみんなで支えるやさしいまちづくりを目指しています。

第3期計画においても、第2期計画の基本理念を受け継ぎ、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

**子どもの成長と子育てを**

**みんなで支えあうやさしいまちづくり**

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

### 基本目標1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、児童の健全育成を推進します。

- 1 地域における子育て・子育ての支援
- 2 地域における子どもの活動の場や機会の確保

### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

- 1 安心して妊娠・出産ができる環境づくり
- 2 子どもや母親の健康の確保
- 3 小児医療の充実

### **基本目標3 特別な援助を要する家庭への支援**

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実
- 4 子どもの貧困対策の推進

### **基本目標4 子どもや子育て家庭が安心して暮らせる生活環境の整備**

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- 1 仕事と子育ての両立の推進
- 2 居住環境の整備
- 3 子どもの安全確保に向けた活動の促進

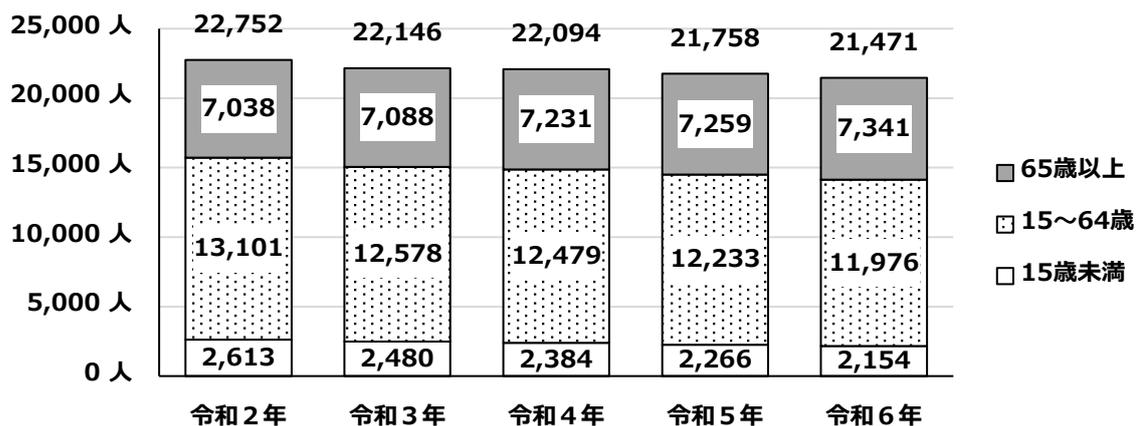
# 第3章 子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 人口と世帯の状況

### (1) 総人口及び年齢3区分人口

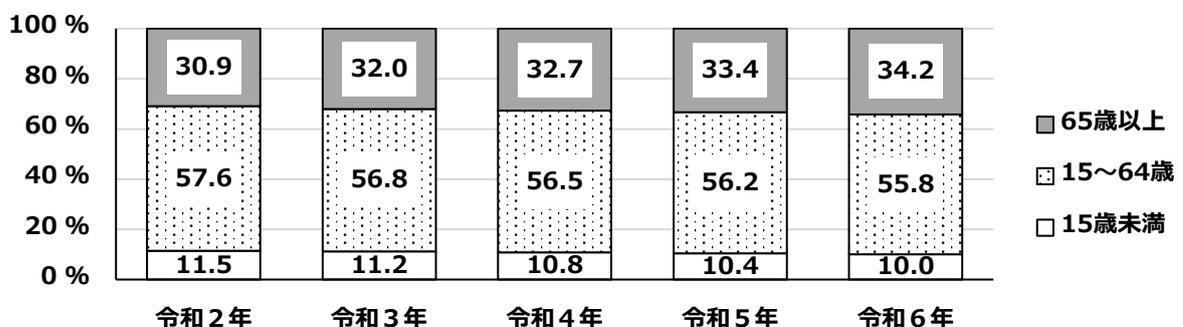
本町の人口は、令和6年4月1日現在、21,471人となっています。令和2年から5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で1,281人の減少となっています。年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移

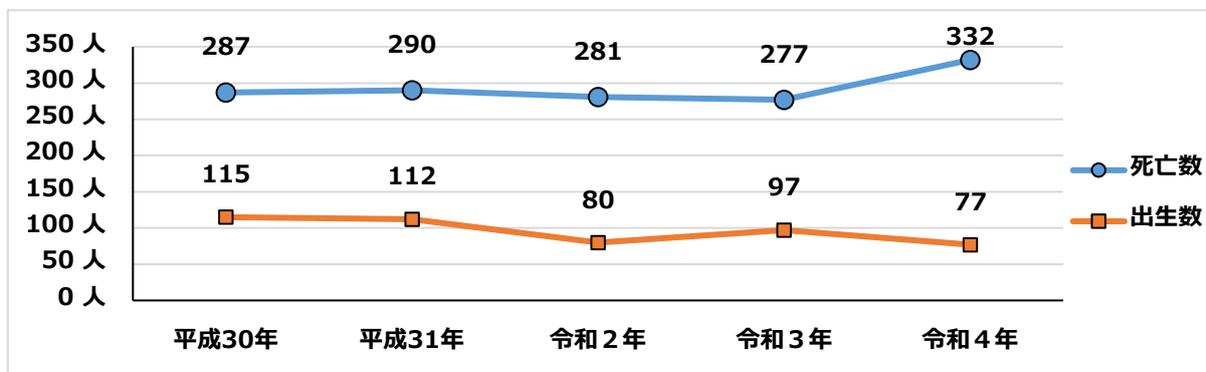


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数は年々減少しており、死亡数が出生数を上回っております。

### ■ 出生数及び死亡数の推移

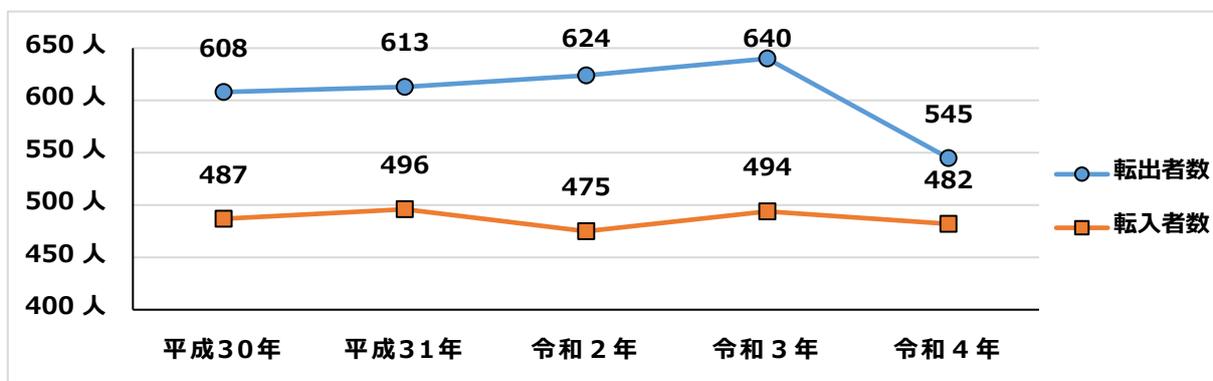


資料：栃木県保健統計年報

## (3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回っています。また、転入者数は横ばい傾向ですが、転出者数が令和4年に減少しています。

### ■ 転入者数及び転出者数の推移



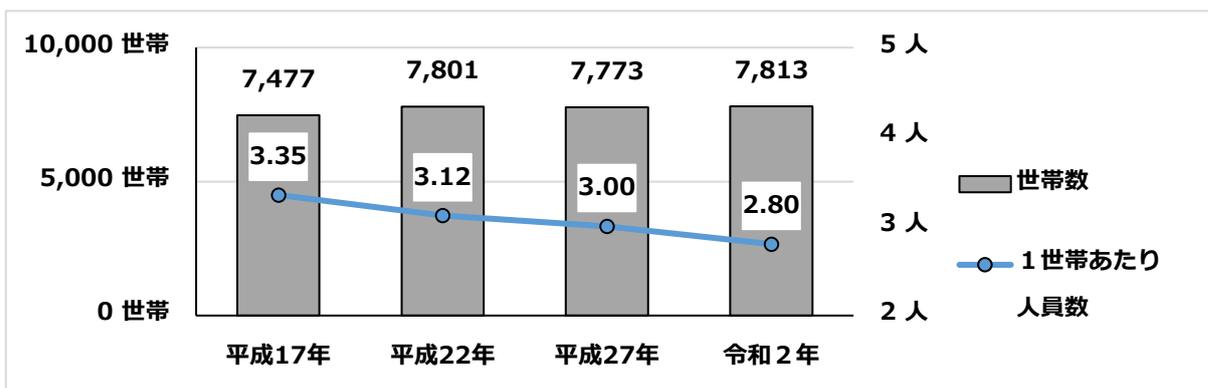
資料：栃木県住民基本台帳年報

#### (4) 世帯数

本町の世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加しましたが、その後横ばい傾向となっています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

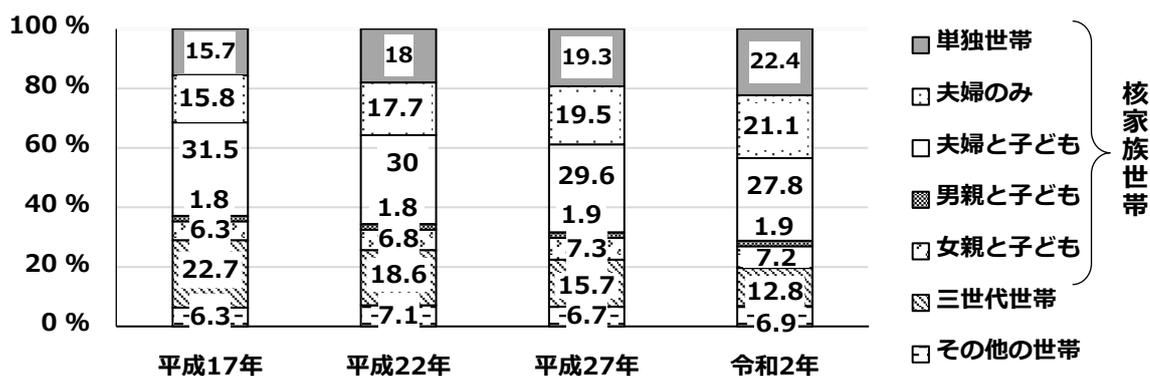


資料：国勢調査

#### (5) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯が年々増加している一方、夫婦と子どもの世帯、三世帯世帯が年々減少しています。

■世帯類型による世帯数の推移



資料：国勢調査

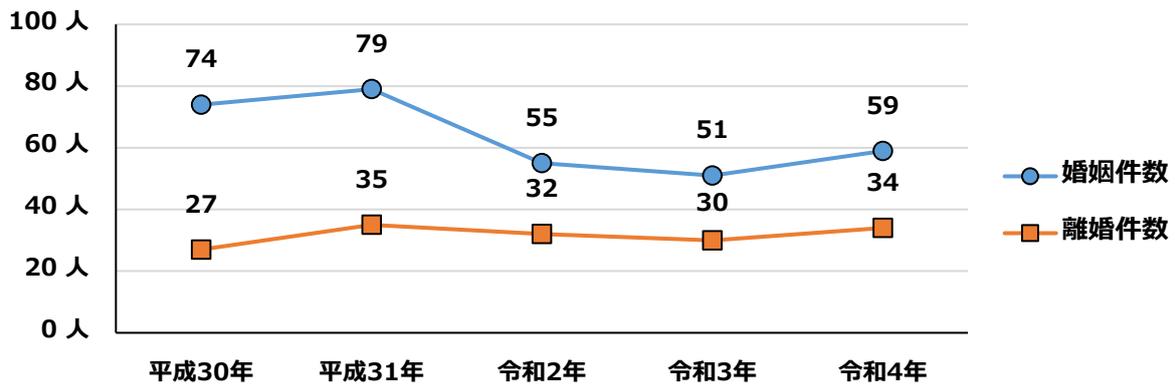
## 2 婚姻・出産等の状況

### (1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成31年以降減少しており、令和4年では59件となっています。

また、離婚件数は、令和4年では34件となっています。

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移

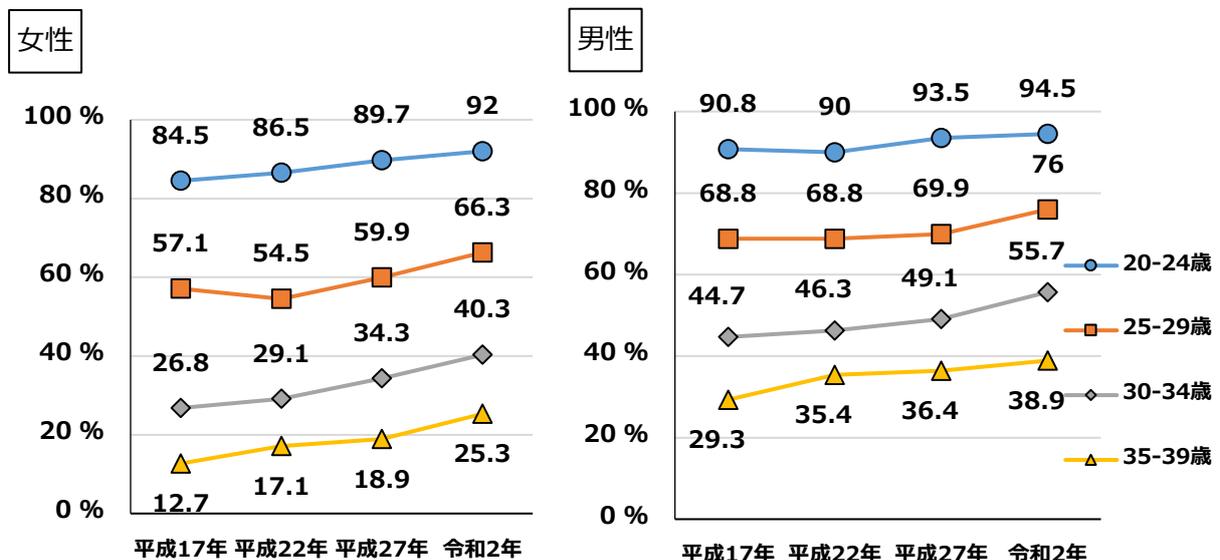


資料：国勢調査

### (2) 未婚率

男女ともに未婚率は高くなっています。特に30歳代の未婚率の上昇が大きく、女性の30～34歳では13.5ポイント、男性の30～34歳では11.0ポイント増加しています。

#### ■未婚率の推移



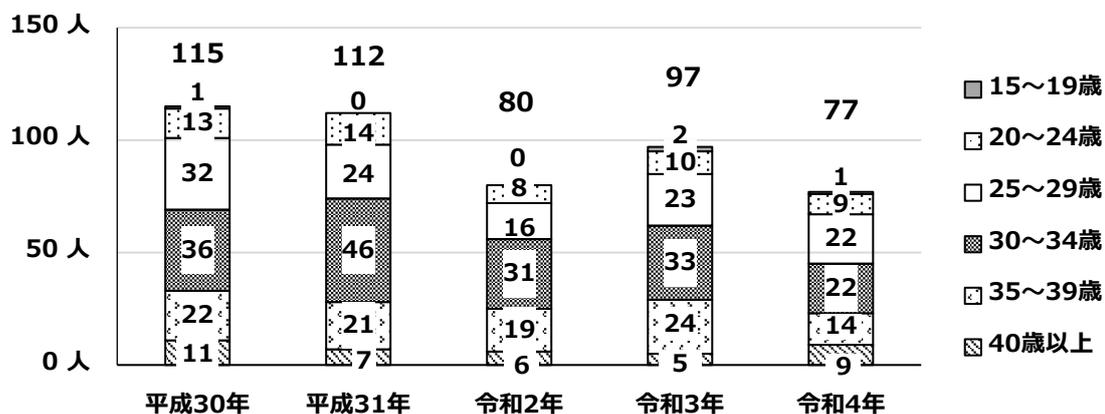
資料：国勢調査

### (3) 母親の年齢別出生数

本町の出生数は、平成27年から減少傾向にあり、令和4年は77人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳、30～34歳が多くなっています。

#### ■母親の年齢別出生数の推移

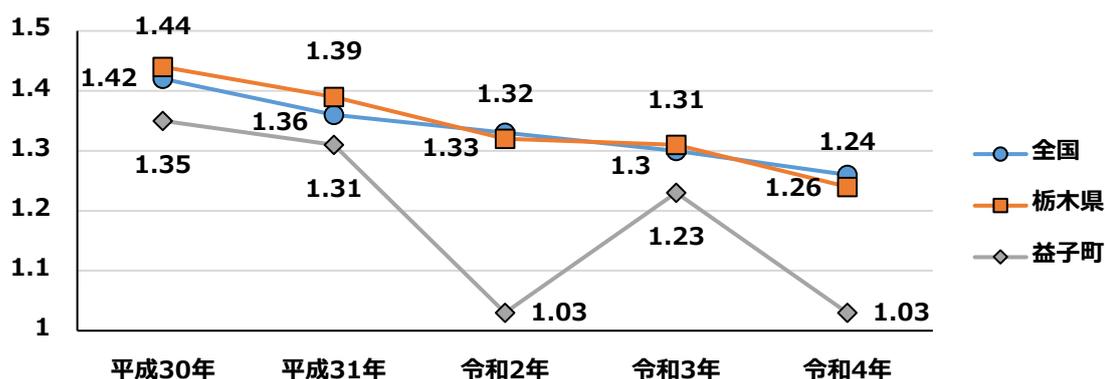


資料：人口動態統計（年齢不詳は除く）

### (4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、令和4年で1.03となっており、全国及び栃木県の数値を大きく下回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移



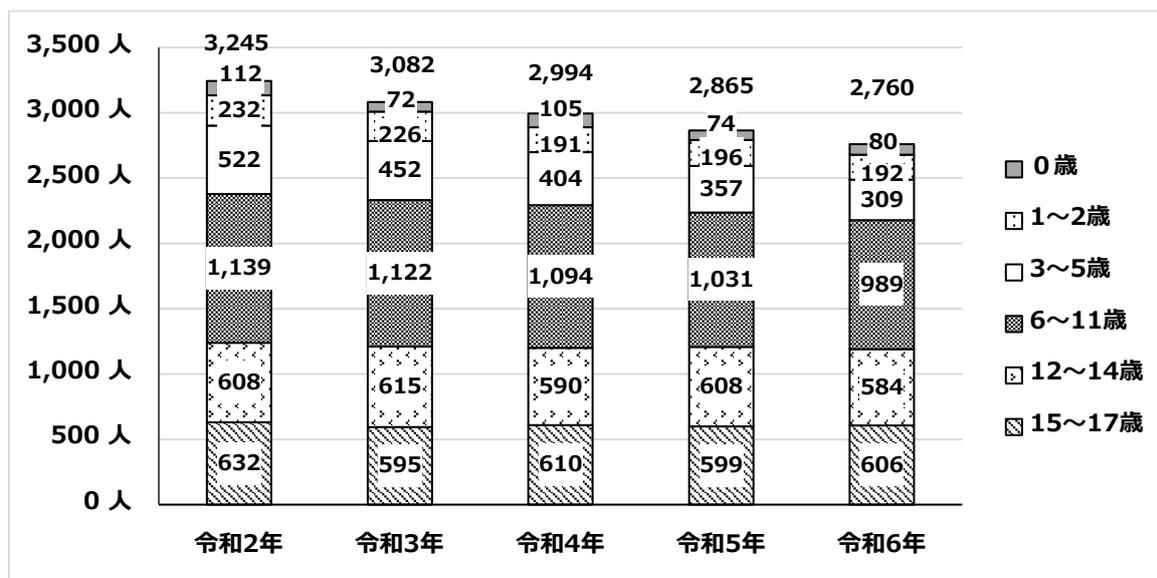
資料：栃木県保健統計年報

## (5) 児童数

本町の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在で2,760人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は581人、6～11歳の小学生児童数は989人、12～14歳の中学生児童数は584人、15～17歳の児童数は606人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

### ■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

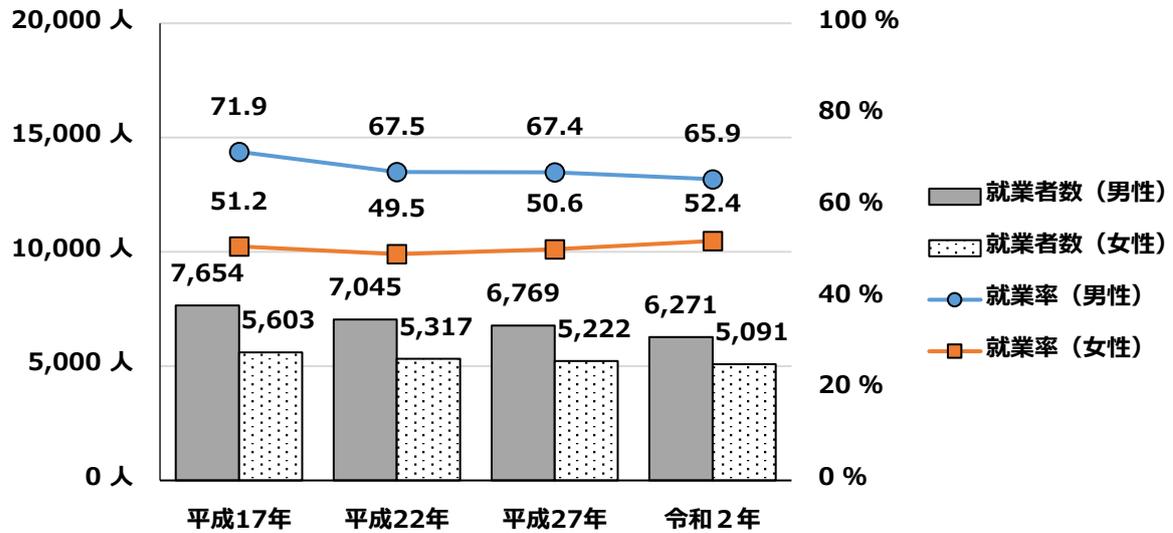
### 3 就業の状況

#### (1) 就業者数

本町の就業者数は、男女ともに年々減少傾向にあり、令和2年では男性6,271人、女性5,091人となっています。

就業率は、男性は減少傾向ですが、女性は微増となっています。

#### ■ 就業者数の推移



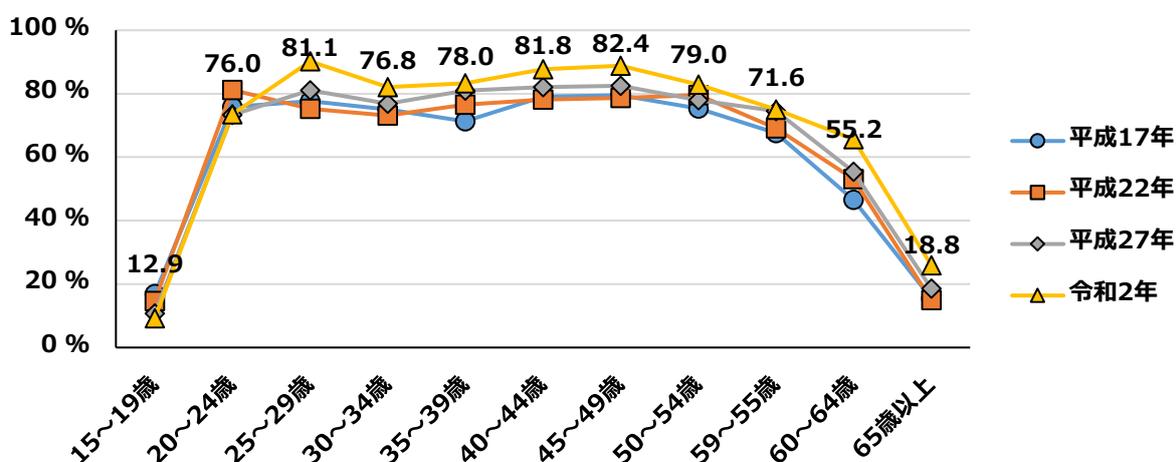
資料：国勢調査

## (2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が横ばい傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

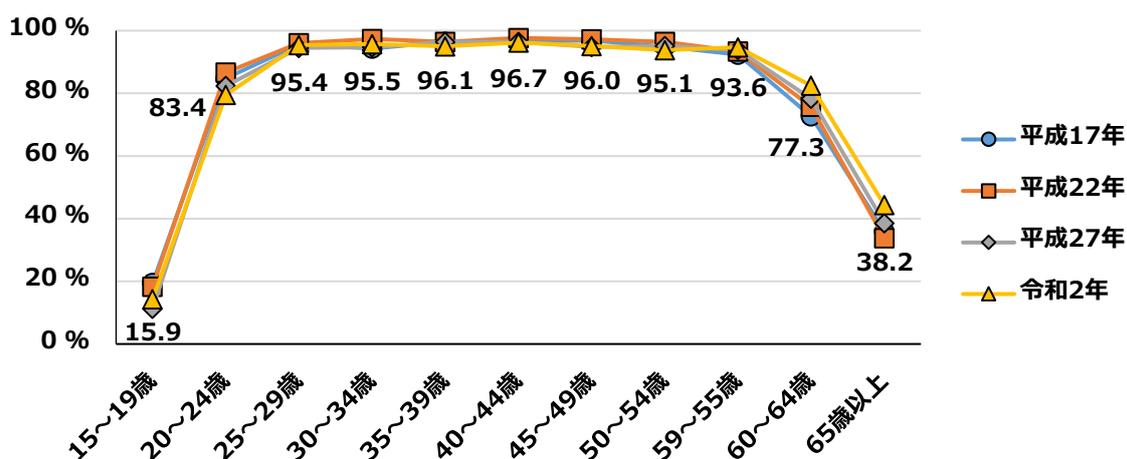
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

### ■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

### ■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

## 4 教育・保育施設の状況

### (1) 保育園・認定こども園

本町には、保育園5園、認定こども園2園が設置されています。

令和6年4月現在の入園児童数は保育387人、教育67人となっています。

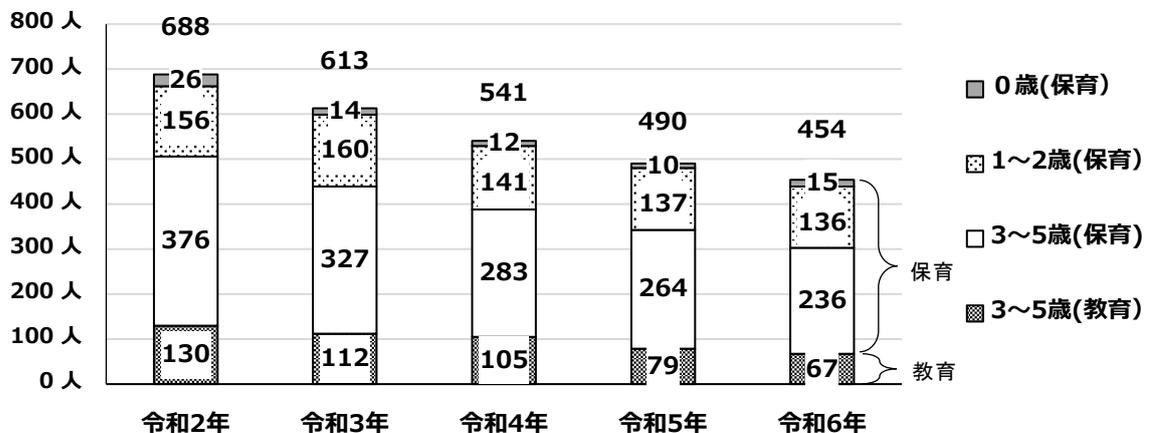
#### ■町内の保育園・認定こども園の状況

2段書きの上段は保育定員、下段は教育定員

区分	園名 (満3か月～入園可能)	住所	利用 定員	保育の内容				
				延長	障がい児	一時	休日	学童
保育園	田野保育園 (満3か月～入園可能)	長堤 531	60 —	○	○			○
	益子保育園 (満8週～入園可能)	益子 964	60 —	○	○	○	△	○
	みどり保育園 (産休明け～入園可能)	益子 3607	60 —	○	○	○	△	○
	七井保育園 (満8週～入園可能)	大沢 2492-2	40 —	○	○			○
	やわらぎ保育園 (満8週～入園可能)	七井 3923-3	80 —	○	○	○		○
認定こども園	認定こども園 たから幼稚園 (満6か月～入園可能)	益子 2936-1	60 25	○	○	○		○
	認定こども園 七井幼稚園 (満8週～入園可能)	大沢 1456-2	119 75	○	○	○		○

資料：福祉子育て課（令和6年10月現在）

#### ■年齢別の入所児童数



資料：福祉子育て課（各年4月1日現在）

## (2) 小学生児童数

本町の小学校児童数は減少傾向にあり、令和6年5月現在は987人となっています。

### ■小学生児童数

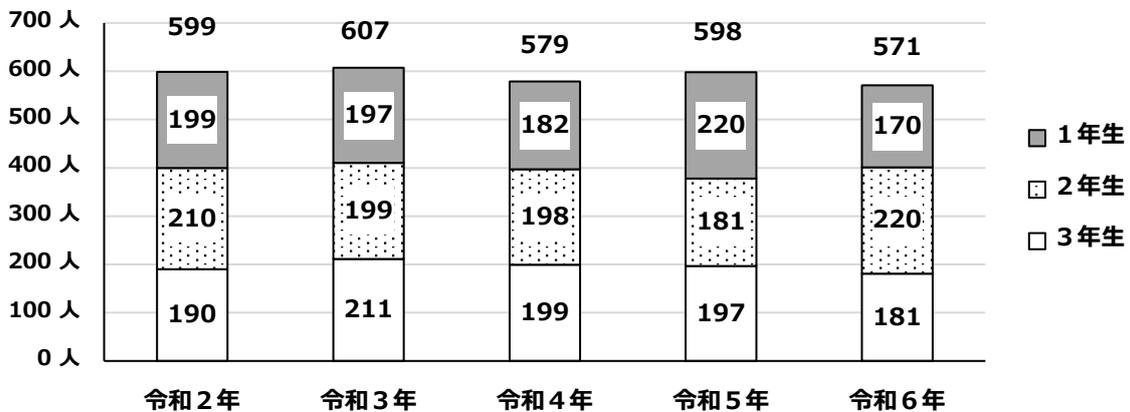


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (3) 中学生生徒数

本町の中学校生徒数は減少傾向にあり、令和6年5月現在は571人となっています。

### ■中学校の生徒数



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

# 第4章 幼児期の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

## 1 子ども・子育て支援サービスの体制

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされており、本章では、これらの事業計画について示します。

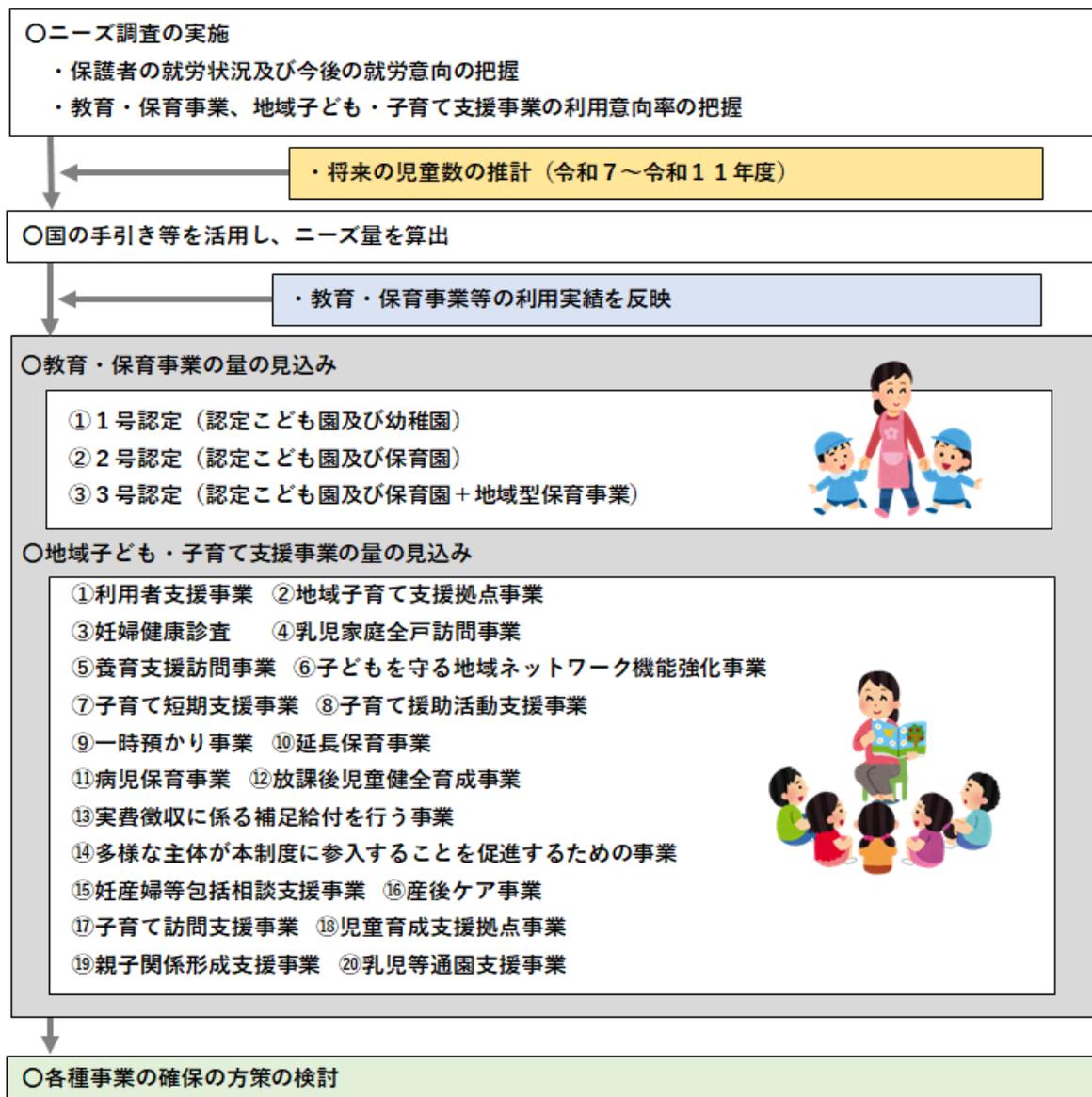
■子ども・子育て支援サービスの概要図



## (1) 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

### ■量の見込みと確保方策の設定



※将来の児童数の推計：令和7年度から令和11年度までの本計画の対象となる推計児童数。  
（次頁参照）

※見込み量：量の見込みとは、令和5年に町が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

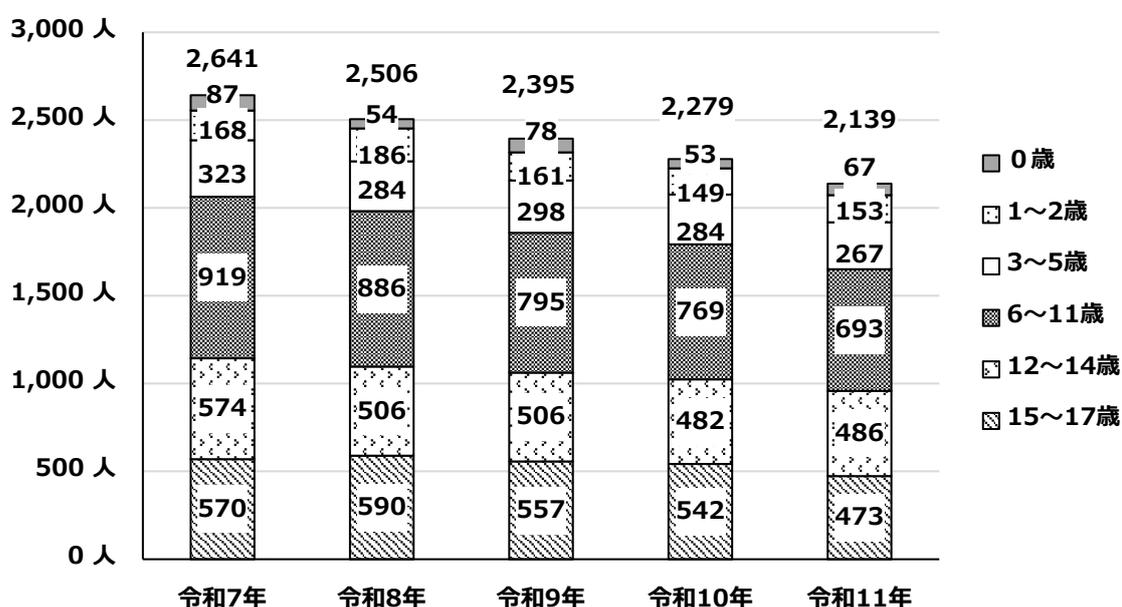
※確保方策：確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと。

## (2) 推計児童数について

本計画の対象となる推計児童数については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法<sup>※1</sup>により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和7年の2,641人から令和11年には2,139人となり、502人の減少が見込まれます。

### ■ 推計児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

## (3) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

本町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。

<sup>※1</sup> コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 2 教育・保育の量の見込みと確保の方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

### ○特定教育・保育施設

新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園籍（教育）の子どもは、満3歳から対象で1号認定区分となります。また、保育園や認定こども園の保育所籍（保育）の子どもは、保育認定が必要となり、3歳から5歳児は2号認定区分、0歳から2歳児は3号認定区分となります。

### ○確認を受けない幼稚園

新制度に移行していない幼稚園であり、無償化の対象となるため、教育施設利用給付の1号認定を受ける必要があります。

### ○特定地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が位置付けられています。

### ○企業主導型保育事業の地域枠

企業主導型保育事業とは、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用し、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

企業主導型保育事業では、従業員枠のほか、一定の割合で地域枠の定員を設定し、地域の子どもの保育を実施することができます。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○ 第3期計画における実績及びニーズ調査結果から必要な量の見込みを算出しました。

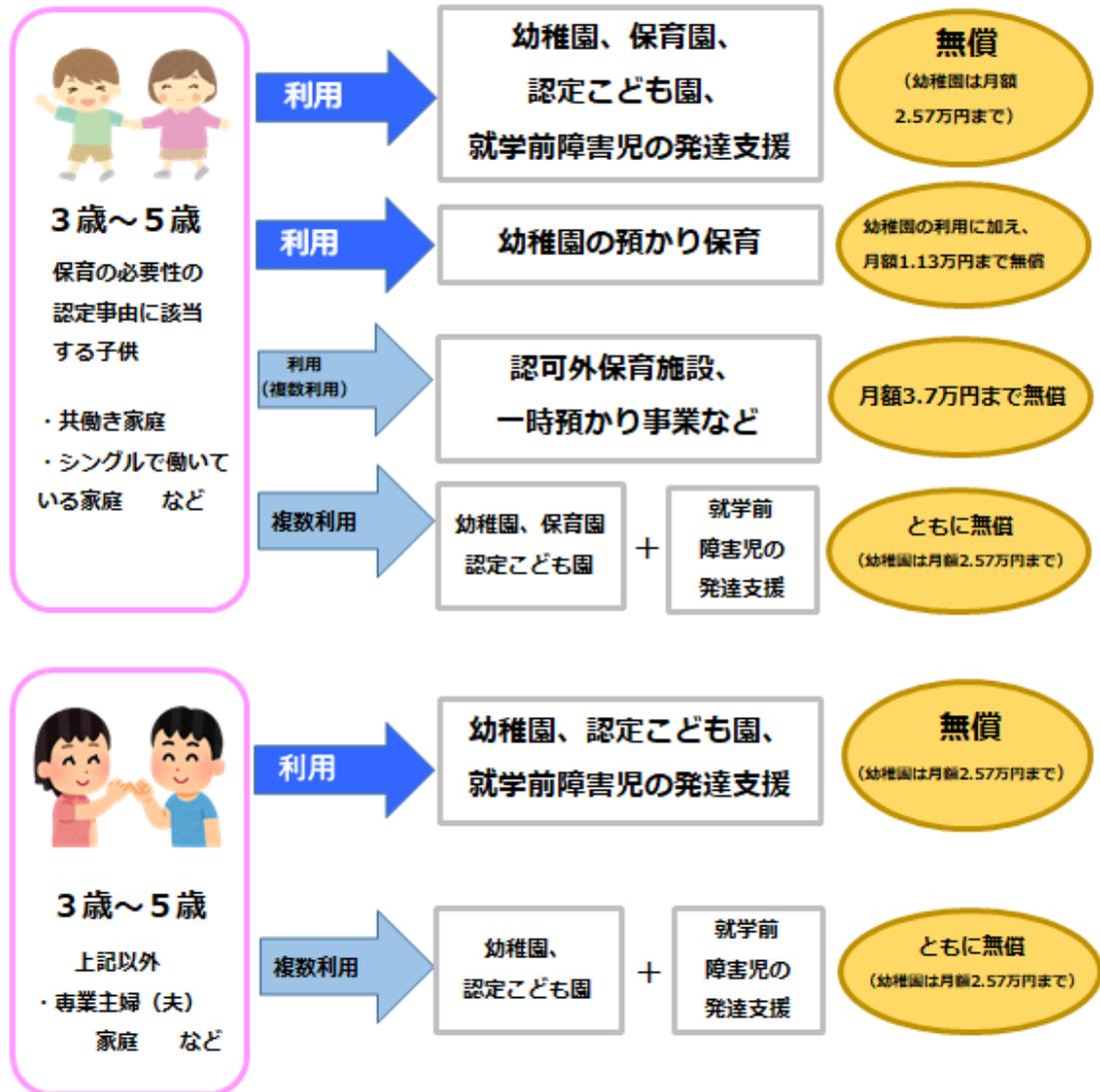
○ 3歳から5歳児は、認定こども園・保育園のいずれかを利用できている状況です。

保育ニーズが高まっている中、認定こども園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。

○ 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育園及び認定こども園において、保育利用定員の確保を図ります。

○ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 幼児教育・保育の無償化のイメージ



教育

■第2期計画の実績値

(単位：人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号 3~5歳	2号※ 3~5歳								
利用実績	92	41	79	40	68	44	38	48	21	48

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号 3~5歳	2号※ 3~5歳								
量の見込み	31	69	27	61	28	64	27	60	25	57
確保方策										
保育園・ 認定こども園	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70
過不足	-1	1	3	9	2	6	3	10	5	13

※教育利用希望が強いもの

保育

■ 第 2 期計画の実績値

(単位:人)

区分	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳
利用実績	376	26	156	327	14	160	283	12	141
区分	令和 5 年度			令和 6 年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳			
利用実績	264	10	137	236	15	136			

■ 第 3 期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳
量の見込み	188	15	106	166	9	118	174	13	102
確保方策									
保育園・認定こども園	195	30	120	180	30	135	180	30	135
過不足	7	15	14	14	21	17	6	17	33
区分	令和 10 年度			令和 11 年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳			
量の見込み	165	9	94	156	12	98			
確保方策									
保育園・認定こども園	180	30	130	180	30	125			
過不足	15	21	36	24	18	27			

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業

こども家庭センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援体制を構築します。

##### ■量の見込みと確保方策の考え方

○子育て世代への包括的な支援を行う窓口の存在は、核家族化が進行している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、十分な情報共有や連携が難しく、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できず、支援が分断されてしまうことが懸念されます。

○本町では、福祉子育て課内にこども家庭センターを設置しており、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うために、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援・対応のために体制の強化を図ります。

##### ■第2期計画の実績値

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	1	1	1	1	1

##### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○町内2か所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位：人/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	6,107	8,161	9,228	10,196	10,244
か所	2	2	2	2	2

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
1月あたり	700	700	700	700	700
か所	2	2	2	2	2

### (3) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査を実施する事業です。

#### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○定期的な妊産婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊産婦健康診査受診票 14 回分（多胎妊婦の場合 19 回分）、産後 2 週間、産後 1 か月健康診査受診票計 21 回分を交付しています。

○今後も、医師会等との連携のもと、県内・外の医療機関・助産所における受診機会を提供し、妊婦の利便性の向上を図ります。

#### ■ 第 2 期計画の実績値

(単位:人、回/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用実績	936	1,466	915	1,065	911

#### ■ 第 3 期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人、回/年)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,150	1,100	1,050	1,000	950
確保方策	実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：母子健康手帳と一緒に妊産婦健康診査受診票を発行 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年				

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、助産師、保健師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、0歳児推計人口を基に見込みました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	70	97	85	79	86

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90	60	80	60	70
確保方策	実施体制：助産師、保健師等 実施機関：福祉子育て課 実施方法：訪問				

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の養育上の問題の解決、軽減を図るための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	20	27	27	27	46
延人数	38	45	38	34	81

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
延人数	30	30	30	30	30
確保方策	実施体制：保健師、管理栄養士等 実施機関：福祉子育て課 実施方法：訪問等				

## **(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

---

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

### **■ 量の見込みと確保方策の考え方**

○全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成 27 年に初めて 10 万件を超えて以降、増加の一途をたどっています。また、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年 6 月に成立し、令和 2 年 4 月より施行されました。

○本町においても、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図ってまいりました。

○児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレット等の作成・配布を行います。

○「要保護児童対策地域協議会」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家との連携を図ってまいります。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。

○こども家庭センターの機能を活用しながら、更なる支援・対応を図ります。

## (7) 子育て短期支援事業

---

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設や里親宅等において子どもをお預かりする事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○県内の児童養護施設等に委託し、実施します。

○引き続き、幅広く事業の周知を図り、関係機関との連携をとりながら子育て家庭の負担軽減に努めます。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	46	131	39	0	25

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	147	136	141	128	129
確保方策	150	140	140	130	130

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互支援活動に関する連絡・調整を実施しています。

○引き続き、就学児童等をもつ利用会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	0	1	1	7	48

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96	97	88	79	71
確保方策	100	100	100	90	80

## (9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園及び保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### ① 認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

#### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、認定こども園2か所において、預かり保育を実施しています。

○認定こども園において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

#### ■ 第2期計画の実績値 (単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	7,546	10,755	10,553	9,852	10,897
か所	2	2	2	2	2

#### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,724	7,723	8,100	7,904	7,005
確保方策	9,000	8,500	8,500	8,000	7,500
か所	2	2	2	2	2

②在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の一時的預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育園3か所及び認定こども園2か所において、一時預かり事業を実施しています。

○量の見込みについては、ニーズ調査結果を基に見込みました。町内の既存の保育園及び認定こども園における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

■第2期計画の実績値

（単位：人日/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	118	87	122	58	245
か所	5	5	5	5	5

■第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	124	94	87	113
確保方策					
一時預かり	107	112	82	76	102
ファミリー・サポート・センター	13	12	12	11	11
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0
か所	5	5	5	5	5

## (10) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

○量の見込みについては、ニーズ調査結果を基に見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	150	185	165	122	111
か所	7	7	7	7	7

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	156	138	143	131	131
確保方策	156	138	143	131	131
か所	7	7	7	7	7

## (11) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○宇都宮市の済生会宇都宮病院に委託し、事業を実施していましたが、令和7年度以降は真岡市の西真岡 SickKids への委託による実施を見込んでいます。

○保護者が就労しているなどで、保育園に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があり、代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な施設や保育体制づくりを検討していきます。

○量の見込みについては、ニーズ調査結果を基に見込みました。

### ■ 第2期計画の実績値

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	16	0	14	17	13
か所	1	1	1	1	1

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	322	285	295	269	270
確保方策					
病児保育事業	250	250	250	250	250
ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
か所	1	1	1	1	1

## (12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、放課後児童クラブ 9 か所※において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

○量の見込みについては、ニーズ調査結果と実績値を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

○障がいのある子どもなどへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

○「放課後児童健全育成事業」においては、「放課後子ども教室事業」と連携し、「新・放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

### ■ 第 2 期計画の実績値

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用実績	315	316	303	324	349
1～3年生	228	234	215	232	233
4～6年生	87	82	88	92	116

### ■ 第 3 期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	357	332	296	301	270
1～3年生	265	238	211	225	201
4～6年生	92	94	85	76	69
確保方策	350	350	350	350	350
か所※	9	9	9	9	9

※支援単位の数

### **(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

---

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費等の費用を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

### **(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

---

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## (15) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラ  
ー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴する  
とともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、  
虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、現在本町で相談支援員等が相談を含め対応している世帯  
のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計と人口推計を基に設定します。

○本町では、対象家庭を訪問し、下記支援を行うことを基本に、家庭状況に合わせ  
以下の内容を包括的に実施します。

- ◆家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ◆育児・養育支援（育児のサポート、保育園等の送迎、宿題の見守り、外出時の  
補助等）

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69	65	62	60	56
確保方策	70	70	70	65	65

## (16) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、一時保護が解除され、児童相談所から本町に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童などが見込まれます。

○本町では、下記支援を行うことを基本に、家庭状況に合わせ以下の内容を包括的に実施します。

◆安全安心な居場所の提供

◆生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

◆学習支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

◆食事の提供（夕食の提供）等

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21	20	19	18	17
確保方策	－	20	19	18	17

## (17) 親子関係形成支援事業（新規）

---

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、要支援児童及び要保護児童の人数などを見込みました。  
○本町では、国の動向に注視しながら令和9年度の実施に向けて取り組んでまいります。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	18	17	17	15
確保方策	-	-	20	20	20

## (18) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

---

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を図ることを目的とする事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、推計した妊娠届出数に1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗じた数を見込み量としました。

○本町では、妊娠届出時、妊娠中後期、及び乳児家庭全戸訪問事業の際に妊産婦と面接を実施します。その他、必要に応じ電話や来所、訪問等で妊産婦の支援を実施します。

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	270	180	240	180	210
確保方策	270	180	240	180	210

## (19) 産後ケア事業（新規）

---

産婦が安心して子育てができるよう、産婦及びその乳児に対して心身のケア、育児支援等を行うことを目的とする事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、推計した産婦数と1人当たりがケア利用を必要とすると考えられる日数を基に見込みました。

○本町では、引き続き医療機関等と連携し、支援を必要とする全ての方が利用できるよう調整を図ります。

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	9	9	11
確保方策	7	7	9	9	11

## (20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月から2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園制度です。

### ■ 量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、0歳児から2歳の未就園児の推計を基に見込みました。

○本町では、今後の国の動向を注視しながら令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

### ■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	5	5	5	4
確保方策	—	6	6	6	6

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標 1 子ども・子育て支援の充実

#### 1 地域における子育て・子育ての支援

訪問や面接、電話等により、いつでも気軽に相談できるよう、保健師・助産師等の体制の充実を図ります。また、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

そのほか、子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。また、子育て中の親の周囲で支援している人に向けても子育て情報の提供を行います。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
一時保育等の充実	普段保育園等を利用していない児童の保護者が病気などによる心身負担を解消するため、一時的に児童を預かり保育をします。現在5か所で実施しています。また、ファミリーサポートセンターでも子どもの預かり支援を行います。	福祉子育て課
地域子育て支援拠点事業	育児に対する相談や情報提供などをはじめ、親子教室等を開催し、自主的な育児サークル結成を支援します。また、子ども子育て支援拠点施設「ましっこハウス」では、世代間交流や育脳を視野に入れた事業も行います。	福祉子育て課
相談及び情報提供体制の充実	乳幼児健康診査時や育児相談時のみでなく、随時個別で育児相談に対応し、情報提供や育児相談を行い、保護者を対象に気軽に子育ての相談ができる環境の充実を図ります。また、保護者のニーズや時代に合った方法で情報の発信を行います。	福祉子育て課
育児サークルや各種講座や教室の充実	親子教室や産前産後サポート事業を通じ、子ども同士を遊ばせながら、保護者同士が交流をする機会を提供し、育児不安の軽減を図ります。	福祉子育て課

事業名	内容	担当課
子育て支援のネットワークづくり	<p>身近な地域社会での助け合いができるように、祖父母などの親族や、隣近所などのネットワークづくりに努めます。</p> <p>また、「地域子育て支援センター」において子育てサークルづくり等の助言・支援を行います。</p> <p>各関係機関の連携を図り、情報交換や子育て環境の充実に努めます。</p>	福祉子育て課
まちぐるみでの「ましこ育脳プログラム」の実践	<p>家庭・地域・保育園・認定こども園・小学校と連携し、子どもたち一人一人の才能、持って生まれた能力を引き出すために、まちぐるみで「育脳プログラム」を実践します。</p>	福祉子育て課 学校教育課
親子関係形成支援事業（新規）	<p>子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施します。</p>	福祉子育て課
子育て世帯訪問支援事業（新規）	<p>育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭などを訪問し、養育者の不安や悩みを傾聴したり、家事や育児等の支援を実施します。</p>	福祉子育て課
こども食堂運営支援事業（新規）	<p>子どもたちが地域の中の身近な場所で幅広い世代と繋がる機会や安心して立ち寄れる子どもたちの居場所を確保するため、食を通じて子どもを地域で見守る場所である「子ども食堂」を運営する団体に対し、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。</p>	福祉子育て課

## 2 地域における子どもの活動の場や機会の確保

子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体で子どもを育てる環境を整備していくことが必要です。

このようなことから、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国から「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性が示されています。

今後も、要配慮児童を含め、子どもの安全・安心な居場所づくりを充実します。

### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
放課後児童健全育成事業の充実	共働き世帯の増加などから、ニーズは増加しており、現在6か所(下記参照)設置しています。また、小学校低学年受け入れ事業を2か所で実施しています。これらの充実に努めます。	福祉子育て課
子どもの居場所づくりの推進(新規)	地域のこども食堂等の新しい世代間交流の場の創設を支援します。	福祉子育て課
様々な体験機会の充実	「交流体験の翼」事業や「トライやるスクール」の実施など、子どもが情操豊かに成長していけるような様々な体験機会の充実を図ります。	生涯学習課
児童の健全育成の啓発	「青少年健全育成大会」や各地域において「健全育成のための懇談会」を実施し、健全育成に対する住民への啓発を行います。	生涯学習課
子ども会育成会活動の支援	指導者の派遣や研修会、連絡協議会の開催などにより、子ども会育成会活動が活発化するよう支援します。	生涯学習課
図書室の充実	図書室の児童図書などの蔵書を増やし、豊かな心を育む読書活動の推進を図ります。 令和10年3月開館を目指し、既存図書室の改修も含め、図書館建設を進めます。	生涯学習課
子育て事業の推進	地域の子育て支援の拠点として、保育園等が行う、地域の高齢者との交流や、保育園・認定こども園・小学校間の交流活動、中・高校生の保育体験事業、園地・園舎の開放事業、未就園児を対象とした親子教室事業などの取り組みを促進します。	学校教育課 福祉子育て課

### 【放課後児童健全育成事業】

のびのびクラブ、おおぞらクラブ、やわらぎ児童館学童クラブ A、B、七井幼稚園学童クラブ A、B、C、たから幼稚園フレンドクラブ、みどり保育園学童クラブ

## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### 1 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

母子健康手帳の交付や、妊産婦健康診査費用の助成、ママパパ広場（両親学級）の開催、出産後の乳児のいる全ての家庭に対する乳児家庭全戸訪問の実施など、妊娠初期からの支援や保健指導を適切に行います。

また、支援が必要な妊婦に対して、早期に支援を開始します。そして、必要に応じ要保護児童対策地域協議会と連携します。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
妊娠・出産・育児と切れ目のない支援体制の拡充	妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳の交付を行い、同時に「アンケート」で妊婦の現状を把握し、妊婦・出産に係るサービスの提供やハイリスク妊婦の早期発見・支援に繋げていきます。また、随時妊娠・出産・育児に関する相談及び保健指導や必要に応じ産後ケアを行い、不安の軽減を図ります。 新生児聴覚検査や、妊産婦健診の費用助成を行い、母子の健康維持増進、異常の早期発見を行います。異常が発見された際は継続的な支援を図ります。	福祉子育て課
出産一時金の拡充等	出産一時金の他出産準備手当を支給することで、出産時にかかる経済的負担の軽減を図ります。また、産前産後期間の国民年金保険料免除制度についても周知します。 出産後はおむつ等の購入のために地域通貨を支給することで、経済的支援を行います。	福祉子育て課 町民くらし課
不妊相談及び助成金の普及啓発促進	町で実施している不妊治療費の助成事業や県の不妊専門相談センターについての普及啓発を図ります。	福祉子育て課

事業名	内容	担当課
新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問等	<p>乳児のいるすべての家庭に対し、助産師、保健師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行います。</p> <p>また、養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。</p>	福祉子育て課
妊婦等包括相談支援事業	<p>妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を実施します。</p>	福祉子育て課
産後ケア事業	<p>産婦が安心して子育てができるよう、産婦及びその乳児に対し、心身のケア、育児支援等を行う産後ケアを実施します。</p>	福祉子育て課
相談及び情報提供体制の充実(再掲)	<p>乳幼児健康診査時や育児相談で情報提供や育児相談を行い、保護者を対象に気軽に子育て相談や育児指導ができる環境の充実を図ります。</p>	福祉子育て課

## 2 子どもや母親の健康の確保

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。健康診査では、発育・発達の確認のほか、栄養・歯の健康等に関する生活全般的な相談も行い、保護者の育児に関する不安の軽減を図ります。

また、子どもの健やかな成長・発達には保護者の心の安定も重要なため、育児不安を抱える、不安定な心理状態にある保護者に対する心理相談など、問題解決に向け、各種子育て支援事業との連携を密にし、必要な支援を適宜行えるよう努めます。

### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
子どもや母親の健康の確保・乳幼児健康診査時における子どもの事故予防の啓発・妊婦に対する出産準備教育等の充実	<p>「ママパパ広場（両親学級）」、妊婦相談など相談・教育体制の充実を図ります。</p> <p>出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体状況等の聴取把握に努め、相談や訪問等適切な支援を行います。また、医療機関・専門機関との連携を図ります。</p> <p>乳幼児の事故予防のため、パンフレットを配布し、保護者の事故予防意識の向上を図ります。</p> <p>相談しやすい対応や早期発見の精度を上げるため、研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。</p>	福祉子育て課
「食育」の推進	<p>妊娠する前から、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。</p> <p>乳幼児期では、食事に関する悩みや不安等に対して相談に乗りながら望ましい食習慣の定着を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査や育児相談だけでなく、家庭教育学級等を活用し、保育園や認定こども園、学校などの関連機関と連携を図り、食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者へも家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図ります。</p>	福祉子育て課
児童生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進	<p>児童生徒への食に関する指導を実施し、食生活の正しい理解と望ましい食習慣を推進します。</p> <p>また、家庭に対しては、給食試食会、家庭教育学級、食育だより等において、食に対する意識の啓発を図ります。</p> <p>さらに、給食に地域の生産物や行事食を取り入れることにより、産業・流通・文化の関心や理解を深めます。</p>	学校教育課

事業名	内容	担当課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及及び相談体制の充実	<p>各学校と連携、情報交換を図り、教育体制の充実を図ります。</p> <p>また、思春期体験教室やふれあい体験事業等を活用し、若年妊娠の予防、性感染症の予防、性に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さの理解を図ります。</p> <p>相談体制については、メール相談など個別対応の充実を図ります。</p>	福祉子育て課 学校教育課 生涯学習課
喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及及び相談体制の充実	<p>各学校と連携、情報交換を図り、学習の機会の充実を図り、喫煙・飲酒・薬物に対する正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>さらに、メール相談など個別対応の充実を図ります。</p>	福祉子育て課 学校教育課 生涯学習課

### 3 小児医療の充実

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、医療情報の提供により、医療機関受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。また、産科・小児科のある救急医療機関との連携を強化し、救急搬送の受け入れ体制の整備を推進します。併せて、救急医療が適切に利用されるよう、町民一人一人がかかりつけ医を持つことの周知・啓発を図ります。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
医療体制の支援	<p>広報紙等を利用し、夜間・休日の診療を行っている医療機関の周知に努めます。</p> <p>また、保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法等を身につけられるよう、乳幼児健康診査や育児相談等で支援します。</p>	福祉子育て課
身近な地域の医療体制の充実促進	<p>かかりつけ医の普及に努めるとともに、身近な地域医療の充実を促進します。</p>	福祉子育て課
休日・夜間救急医療体制の充実	<p>町内の休日当番医や県内の夜間休日急患診療所など、休日・夜間救急医療体制の周知に努めます。</p>	福祉子育て課
子ども医療電話相談	<p>休日や夜間の子どもの急な病気で心配な時に、電話相談を行っている事業を周知します。</p>	町民暮らし課

## 基本目標 3 特別な援助を要する家庭への支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務を始め、学校、保育園等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点をもつことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、要保護児童対策地域協議会において、子どもへの虐待の予防や早期発見、また、DV等による心理的虐待も含め、広く長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
児童相談支援体制の充実	母子保健機能と児童福祉機能が一体化した「こども家庭センター」における組織体制を活用し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに切れ目のない相談支援を実施します。	福祉子育て課
児童虐待の防止対策の充実	支援拠点と連携しながら要保護児童対策地域協議会の充実を図り、虐待防止と事例発見後の対応体制の強化に努めます。	福祉子育て課
虐待発生予防対策の充実・早期発見 早期対応の充実	子育ての孤立化を防ぐために、母親たちの仲間づくりの場を支援します。 発達や発育に遅れがある子や育てにくい子どもを抱える家族に対して専門職種や関係機関と連携をとりながら、支援を行います。 身近で虐待があった場合の連絡方法や自分が虐待してしまいそうな気持ちになったとき等、相談できる機関の周知を徹底します。 乳幼児健康診査の未受診児の家庭状況や発育・発達状況の把握に努めます。 子どもの発達に関する情報を提供し、それぞれの子どもにあった育児ができるよう支援します。 妊娠中から虐待のリスクのある人（多胎児、10代での妊娠、再婚など）を把握し、相談や訪問など適切な支援を行っていきます。	福祉子育て課
被害に遭った子どもの保護の推進	県や児童相談所等、関係各機関と連携を図り、事例に応じて役割分担をし、スクールカウンセラー等の専門家による子どもに対するカウンセリング等、きめ細やかな支援を行うよう努めます。	福祉子育て課 学校教育課

## 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関係部署・機関・団体等と連携し相談機能の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援の充実を図ります。資格・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、より良い条件の就職・転職ができるよう支援体制の充実を図ります。

### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援の推進	母子及び寡婦福祉法などの規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、遺児手当支給、保育園・認定こども園への優先入園等、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。 また、これらの支援の周知を図るため、広報紙等を利用し情報提供を行います。	福祉子育て課
ひとり親家庭に対する支援の充実・母の就業の促進	それぞれの家庭の状況を把握し、必要な支援を行うために、関係機関と連携を図ります。 また、「ひとり親家庭サポート事業」や「母子寡婦世帯小口貸付金」など関係機関が実施している支援制度に関する情報提供に努め、ひとり親家庭の生活安定化を推進します。	福祉子育て課

### 3 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族を中心とした支援を心がけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実させていきます。

また、障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人一人の障がいの状況に応じた適切な保育・療育・教育体制の充実に努め、障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び共に育つ学習機会の充実に努めます。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
地域療育の支援	<p>医療的ケア児等の在宅障がい児に対する福祉サービス等において、情報提供、広報啓発活動を充実させ、利用促進を図ります。</p> <p>また、子育てに関する情報や交流の場の提供を進め、地域における子育てや障がい児療育機能の充実に努めます。</p>	福祉子育て課
障がい児教育の充実	<p>障がいのある児童・生徒が、将来、積極的に社会参加していけるように、手をつなぐ親の会の活動を支援したり、障がいのない児童生徒と活動とともにする交流教育の充実に努めます。</p> <p>また、小学校間や保育園、認定こども園、中学校、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流に努めます。</p> <p>学習障がいがある児童・生徒には、適切な指導ができるよう、職員研修の充実に努め、専門医や専門機関との連携を図れるよう指導の充実に努めます。</p>	学校教育課 生涯学習課
健康診査の推進・障がい児施策の連携	<p>幼保小連絡協議会を活用し、保育園や認定こども園など関係機関との問題点の共有化や支援の統一を図ります。</p> <p>また、障がいを早期に発見するために、健康診査未受診を防止するよう、健康診査に関する啓発広報活動を強化するとともに、乳幼児健康診査に従事する専門職のスキルアップを図ります。</p>	学校教育課 福祉子育て課

## 4 子どもの貧困対策の推進

子どもの現状及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることの無いよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等が保証され、子ども一人一人が夢や希望をもつことができるようにする必要があります。

学習等に課題を抱える生活困窮家庭の子どもについては、子どもの健全育成の視点に立った学習支援事業に繋がります。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組めます。

### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、教育の機会均等の実現を図ります。	学校教育課
自立相談支援事業	生活困窮世帯の子どもの保護者に対し、働きたくても働けないなどの困りごとを、相談支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。	福祉子育て課
学習支援事業	子どもへの学習支援を始め、仲間と出会い活動ができる居場所づくりや、進学に関する助言等の支援を行っている県の事業「まなびの教室」を、支援の必要な家庭に周知いたします。	福祉子育て課 学校教育課
児童育成支援拠点事業（新規）	一時保護が解除され児童相談所から本町に指導委託や行政移管などで引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童などに対して、安全安心な居場所や食事の提供、生活習慣の形成、学習支援等を実施します。	福祉子育て課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	育児不安の強い家庭や養育に必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭などを訪問し、養育者の不安や悩みを傾聴したり、家事や育児等の支援を実施します。	福祉子育て課

## 基本目標 4 子どもや子育て家庭が安心して暮らせる生活環境の整備

### 1 仕事と子育ての両立の推進

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

今後も男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
仕事と子育ての両立の推進	子育てと仕事の両立ができるように、労働者や事業主、企業の慣行や意識を変革するよう働きかけます。 また、社内規定の見直し等環境整備が進むよう、男女雇用機会均等法や育児介護休業法等関係法令の広報・啓発や情報提供を行います。	観光商工課
女性も活躍できる働き方の見直しの意識啓発	男性は仕事、女性は家庭といった意識を変えていく必要があります。企業を含めた、住民全体の意識改革を推進します。 また、男女がともに家庭内における役割を分担するよう意識啓発を図ります。	生涯学習課 観光商工課
ましこ男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現を目指して、「ましこ男女共同参画プラン」を推進していきます。	生涯学習課

## 2 居住環境の整備

気軽に乳幼児を連れて外出できるよう、おむつ替えや授乳のできる場所などを提供してくれる店舗の確保を図ります。また、乳幼児連れの人が多く利用する公共施設については、利用者の視点に立って、ベビーベッドや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
町営住宅の情報提供	町営住宅の入居者募集などの情報提供を広報紙や窓口において行い、住民に周知を図ります。	福祉子育て課
良質な住宅の確保	町営住宅の建て替えの際には、広くゆとりある住宅を整備できるよう努めます。	建設課 福祉子育て課
シックハウス対策の充実	窓口備え置きリーフレット等により、建築基準法によるシックハウスの規制等の知識の普及に努めます。	建設課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	既存の公共施設の増改築により、子育て世帯が安心して利用できる子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備の推進を図ります。	総合政策課
公園等歩行エリア安全確保のための整備・改修	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため整備並びに危険か所の点検・改修に努めます。	建設課
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準にもとづく整備の推進	公共施設等の整備におけるバリアフリーについては、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準にもとづき整備の推進を行います。	総合政策課 建設課
安全な道路交通環境の整備	交通量の多い幹線道路を重点的に拡幅改良や歩道設置を促進するとともに、ゆとりある道路交通環境の整備に努めます。	建設課

### 3 子どもの安全確保に向けた活動の促進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校などが連携、協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、PTAや学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域において、PTA等の学校関係者やボランティアなどの関係団体に対し、地域安全情報メールや子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報等の提供、共有化に取り組みます。

#### 【具体的施策】

事業名	内容	担当課
交通安全教育の推進	警察と連携した交通安全教室の実施、通学路の安全点検、交通指導員やスクールガードによる登校時の立哨指導、学校教職員による登下校時の安全指導、保護者による登校時の立哨指導、また、子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携、高齢者の安全意識の向上など、交通事故防止対策に努めます。	総務課 学校教育課
通学路等安全対策	通学路や保育園等の散歩経路における交通、防犯に関する危険箇所の把握に努め、必要に応じ対策を検討し、安全なまちづくりを推進します。	学校教育課 福祉子育て課 総務課 建設課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用について、パンフレットを配布するなどの啓発活動を実施して意識の向上を図るほか、購入助成も行います。	総務課 福祉子育て課
防犯灯の整備の推進	安心して暮らせる地域社会をつくるため夜間の防犯を目的として防犯灯の設置を行います。また、自治会管理の防犯灯への電気料の補助も行います。	総務課
防犯意識の啓発	犯罪のない明るい社会を築くため、町民の防犯意識の啓発に努めます。 また、警察や防犯協会と連携し、犯罪防止等の情報提供を行います。	総務課
こども 110 番の家の推進	子どもが、不審者に声をかけられるなど身に危険を感じたとき、子どもが自分で駆け込んで助けを求める緊急避難場所である「こども 110 番の家」を推進し、地域で子どもを犯罪等の被害から守ります。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
公園施設等における死角をなくして犯罪の未然防止	公園施設等における外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し犯罪の未然防止に努めます。	建設課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>保護者への有害環境対策に関する教育の充実・警察、学校、業者等の各関係機関との連携を強化し子どもを取り巻く有害環境対策の充実を図ります。</p> <p>情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルの啓発に努めます。</p> <p>栃木県青少年健全育成条例にもとづき、書籍等販売店への理解、協力を求めています。</p>	生涯学習課 学校教育課

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理

計画期間中は、福祉子育て課が事務局となり、「益子町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門の横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

### 2 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、町民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

## 資料編

### 1 策定経過

#### 【令和5年度】

年月日	会議内容等
令和5年12月	益子町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和6年3月1日	子ども・子育て会議の開催 ・益子町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケートの集計結果について

#### 【令和6年度】

年月日	会議内容等
令和7年1月14日	第1回益子町子ども・子育て会議の開催 ・第3期益子町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年2月1日 ～令和7年2月15日	パブリックコメントの実施
令和7年3月19日	第2回益子町子ども・子育て会議の開催 ・第3期益子町子ども・子育て支援事業計画（案）について

## 2 益子町子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、益子町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、必要に応じ随時開催する。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長は、子ども・子育て会議で必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、生活環境部福祉子育て課において処理する。

### (その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 3 益子町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	選出区分	役職名	備考
1	大 関 保	議会議員	副議長	
2	小野澤 則 子	議会議員	教育厚生常任委員長	副会長
3	日下田 欣 一	民生委員・児童委員	協議会会長	会長
4	井 上 賢 隆	保育園事業実施関係者	みどり保育園園長	
5	大 島 智保子	保育園事業実施関係者	やわらぎ保育園園長	
6	高根沢 洋 子	保育園事業実施関係者	益子保育園園長	
7	緒 方 隆 広	保育園事業実施関係者	田野保育園園長	
8	大 島 完 之	保育園事業実施関係者	七井保育園園長	
9	馬 場 章 信	認定こども園事業 実施関係者	認定こども園たから幼稚園園長	
10	佐 藤 広 志	認定こども園事業 実施関係者	認定こども園七井幼稚園理事長	
11	鈴 木 香 織	学童保育関係者	おおぞらクラブ会長	
12	三 田 進	教育関係者	教育長	
13	高 木 孝 子	教育関係者	小・中学校長会会長	
14	河 原 平	学識経験者	社会福祉協議会事務局長	
15	永 嶋 祐 子	行政機関	生活環境部長	

## **第3期益子町子ども・子育て支援事業計画**

発行年月／令和7年3月

発行・編集／益子町 生活環境部 福祉子育て課 子育て支援係

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地

T E L 0285-72-8850